令和７年度保育料（公私立）・副食費（公私立共通部分）についてのお知らせ
【保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所など】

1　保育料・副食費について

保育料とは保育園等を運営するためにかかる給食費、教材費、保育士等職員の人件費、光熱水費などの経費のうち、一部を保護者の方に納めていただくものです。また、副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられ、どちらも大変重要な財源です。このことについて十分御理解いただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いします。

2　保育料の額・副食費免除の決定方法

- 保育料の額は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。また、年収３６０万円未満相当世帯のお子さんを対象とする副食費の免除についても、同様の方法により決定します。
- 保育料の額・副食費免除の決定は広島市が行いますが、副食費の額は各施設・事業所で定めます（事業所内保育事業所(従業員枠)の保育料は、広島市が定める額を上限として事業主が設定します。）。
- 令和７年４月分～８月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和６年度分市町村民税額（令和５年中収入）に基づいて行います。また、９月分～翌年３月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和７年度分市町村民税額（令和６年中収入）に基づいて行います。

令和７年									令和８年		
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
令和６年度分市町村民税額（令和５年中収入）					令和７年度分市町村民税額（令和６年中収入）						

（注）毎年９月に、新しい市町村民税額（令和７年９月～翌年８月は令和７年度分市町村民税額）に基づき、保育料の額及び副食費免除の決定をします。

⑴　広島市以外に居住されていた方等について

令和６年１月１日に広島市以外に居住されていた場合は、令和６年度分市町村民税額が確認できる書類、令和７年１月１日に広島市以外に居住されていた場合は、令和７年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用)」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」等の提出が必要です。

- 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」又は「市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用)」等の提出が必要です。
- 個人番号を利用して、広島市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額が確認できる書類の提出を省略することができます。
- 海外での収入がある場合は、収入又は所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。

⑵　家計の主宰者について

祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に生計を維持する」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料の額・副食費免除の決定を行います。

【令和７年４月分～８月分の保育料・副食費の場合】

① 父母の令和６年度分市町村民税が非課税かつ令和５年中収入の合算額が１００万円未満である。

② 同居の祖父母等の令和６年度分市町村民税が課税されている。

（注）上記基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。

参考例

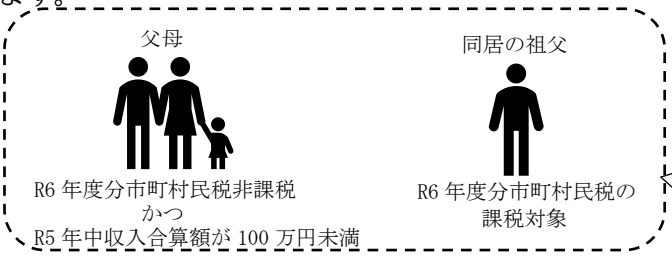

参考例の世帯の場合、令和７年４月分～８月分の保育料・副食費は、祖父の市町村民税額を基に、決定します。

３　令和７年度保育料・副食費の額について

【保育料】　（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">階層区分</th><th colspan="4">保育料月額</th></tr>
<tr><th colspan="2">３歳未満児（３号認定及び２号認定の一部（※下記「認定区分」参照））
令和４年４月２日以降にお生まれのお子さん</th><th colspan="2">３歳以上児（２号認定）
令和４年４月１日以前にお生まれのお子さん</th></tr>
<tr><th>標準時間</th><th>短時間</th><th>標準時間</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>Ａ</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯等</td><td>0</td><td>0</td><td colspan="2" rowspan="18">0</td></tr>
<tr><td>Ｂ</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>Ｃ１</td><td rowspan="17">市町村民税課税世帯</td><td>均等割額のみ又は
所得割合算額が 39,600 円未満</td><td>7,200</td><td>7,050</td></tr>
<tr><td>Ｃ２</td><td>所得割合算額
39,600 円以上 44,100 円未満</td><td>8,000</td><td>7,850</td></tr>
<tr><td>Ｃ３</td><td>44,100 円以上 48,600 円未満</td><td>9,200</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td>Ｃ４</td><td>48,600 円以上 54,000 円未満</td><td>10,700</td><td>10,500</td></tr>
<tr><td>Ｃ５</td><td>54,000 円以上 59,000 円未満</td><td>12,200</td><td>11,950</td></tr>
<tr><td>Ｃ６</td><td>59,000 円以上 64,000 円未満</td><td>14,250</td><td>14,000</td></tr>
<tr><td>Ｃ７</td><td>64,000 円以上 79,000 円未満</td><td>18,750</td><td>18,400</td></tr>
<tr><td>Ｃ８</td><td>79,000 円以上 97,000 円未満</td><td>23,850</td><td>23,400</td></tr>
<tr><td>Ｃ９</td><td>97,000 円以上 114,000 円未満</td><td>29,750</td><td>29,200</td></tr>
<tr><td>Ｃ１０</td><td>114,000 円以上 133,000 円未満</td><td>35,800</td><td>35,150</td></tr>
<tr><td>Ｃ１１</td><td>133,000 円以上 151,000 円未満</td><td>41,600</td><td>40,850</td></tr>
<tr><td>Ｃ１２</td><td>151,000 円以上 169,000 円未満</td><td>44,500</td><td>43,700</td></tr>
<tr><td>Ｃ１３</td><td>169,000 円以上 205,000 円未満</td><td>49,800</td><td>48,950</td></tr>
<tr><td>Ｃ１４</td><td>205,000 円以上 256,000 円未満</td><td>52,450</td><td>51,550</td></tr>
<tr><td>Ｃ１５</td><td>256,000 円以上 301,000 円未満</td><td>55,450</td><td>54,500</td></tr>
<tr><td>Ｃ１６</td><td>301,000 円以上 397,000 円未満</td><td>57,250</td><td>56,250</td></tr>
<tr><td>Ｃ１７</td><td>397,000 円以上</td><td>62,400</td><td>61,300</td></tr>
</table>

※　認定区分について

認定区分	対象	該当施設
２号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な３歳以上児	保育園、認定こども園
３号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な３歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所 （事業所内保育事業所の従業員枠は除く。）

標準時間は１日の保育利用可能時間が最長１１時間、短時間は最長８時間の認定区分を示します。

【副食費】　（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">階層区分</td><td colspan="3">副食費月額</td></tr>
<tr><td colspan="3">３歳以上児（２号認定）
令和４年４月１日以前にお生まれのお子さん</td></tr>
<tr><td>第１子</td><td>第２子</td><td>第３子</td></tr>
<tr><td>Ａ</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯等</td><td rowspan="4">0
（免除）</td><td rowspan="3">0
（免除）</td><td rowspan="5">0
（免除）</td></tr>
<tr><td>Ｂ</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td></tr>
<tr><td>Ｃ１～
Ｃ４</td><td rowspan="4">市町村民税課税世帯</td><td>均等割額のみ又は
所得割合算額が 54,000 円未満</td></tr>
<tr><td>Ｃ５</td><td>所得割合算額
54,000 円以上 57,700 円未満</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>57,700 円以上 59,000 円未満</td><td colspan="2" rowspan="2">各施設・事業所で定めますので、各施設等へお問い合わせください。（公立保育園等については、広島市で定めます。）</td></tr>
<tr><td>Ｃ６～
Ｃ１７</td><td></td><td>59,000 円以上</td></tr>
</table>

（注１）保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除をする前の税額です。

（注２）個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、１年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき、保育料・副食費免除を遡って変更し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくことになります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

（注３）１６歳未満の扶養親族が３人以上いる世帯の場合は、２人を超える１人につき２２，８００円を世帯の所得割合算額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

（注４）令和７年度中にお子さんが３歳（２号認定）となった場合でも、令和７年度末までは３歳未満児の保育料となります（副食費は不要です。）。

（注５）広島市を含む政令指定都市では、平成３０年度分から市民税所得割の税率が６％から８％に変更されましたが、保育料の額・副食費免除の決定の基礎となる所得割額は変更前（６％）の税率で算定します。

（注６）保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、かつ、上記までの規定により、次表に掲げる階層に認定された場合の保育料・副食費は、当該世帯の階層区分及びお子さんの年齢区分等に応じて、次表に掲げる額とします。

⑴　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条に規定するひとり親家庭の世帯

⑵　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯

⑶　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯

⑷　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

上記⑴～⑷に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ届け出てください。

（単位：円）

階層区分	納入通知書等への表示	保育料月額				副食費月額
		３歳未満児（３号認定及び２号認定の一部）		３歳以上児（２号認定）		３歳以上児（２号認定）
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間・短時間
Ｃ１	Ｃ１＊	1,850	1,810			
Ｃ２	Ｃ２＊	2,090	2,050			
Ｃ３	Ｃ３＊	2,450	2,400			
Ｃ４	Ｃ４＊	3,210	3,150	0		0
Ｃ５	Ｃ５＊	3,660	3,590			（免除）
Ｃ６	Ｃ６＊	4,270	4,190			
Ｃ７※1	Ｃ７＊	5,620	5,520			

※１　所得割合算額が 77,101 円以上の世帯は対象となりません。

４　時間外保育及び延長保育について

やむを得ない事情のため、標準時間認定及び短時間認定で定められた保育時間を超えて保育を延長する必要があると福祉事務所長が認めたお子さんに係る時間外保育及び延長保育の保育料の額は、次表のとおりです。

短時間保育に係る時間外保育及び延長保育の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

なお、私立保育園等の時間外保育及び延長保育の保育料は、各施設で決定しますので、入園している私立保育園等へお問合せください。

○３歳以上児（２号認定）　（単位：円）

階層区分	保育料基準額		保育料月額	
	標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
Ｃ１	5,250	5,150	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の１２パーセントに相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が 2,750 円を超えるときは 2,750 円）
Ｃ２	6,050	5,900		
Ｃ３	7,250	7,100		
Ｃ４	8,450	8,300		
Ｃ５	10,200	10,000		
Ｃ６	12,450	12,200		
Ｃ７	17,050	16,750		
Ｃ８	19,850	19,500		
Ｃ９	21,200	20,800		
Ｃ１０	22,600	22,200		
Ｃ１１	24,000	23,550		
Ｃ１２	25,300	24,850		
Ｃ１３	26,650	26,150		
Ｃ１４	28,500	28,000		
Ｃ１５	30,300	29,750		
Ｃ１６	31,250	30,700		
Ｃ１７	34,050	33,450		

（単位：円）

階層区分		保育料基準額		保育料月額	
		標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
Ｃ１	ひとり親世帯等	930	910	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の１２パーセントに相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が 2,750 円を超えるときは 2,750 円）
Ｃ２		1,110	1,090		
Ｃ３		1,380	1,350		
Ｃ４		1,870	1,830		
Ｃ５		2,260	2,220		
Ｃ６		2,760	2,710		
Ｃ７※1	※2	3,780	3,710		

※１　所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等です。

※２　ひとり親世帯等とは、「３　保育料・副食費の額について」の（注６）にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分がＣ１～Ｃ７（所得割合算額が 77,101 円未満）の世帯のことをいいます。

○３歳未満児（３号認定及び２号認定の一部）

区分	保育料月額
短時間保育に係る時間外保育	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	標準時間認定に係る保育料の額の１２パーセントに相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が 2,750 円を超えるときは 2,750 円）

（注１）短時間保育に係る時間外保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午前７時３０分から午前８時３０分まで及び午後４時３０分から午後６時３０分までです。

（注２）延長保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午後６時３０分から午後７時３０分までです。

５　保育料・副食費の軽減について

①　多子軽減（全世帯を対象）

保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）を監護されている場合、年齢にかかわらず第１子から多子軽減のカウント対象となり、第２子であれば保育料が半額（副食費は半額になりません。）、第３子以降であれば保育料・副食費が無料となります。

なお、そのきょうだい等と就学、療養等の都合上別居していても、余暇にはともに過ごし、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとします。対象のきょうだい等がいる場合、毎年度、申出書及び確認書類の提出が必要となりますので、区福祉課に御相談ください。

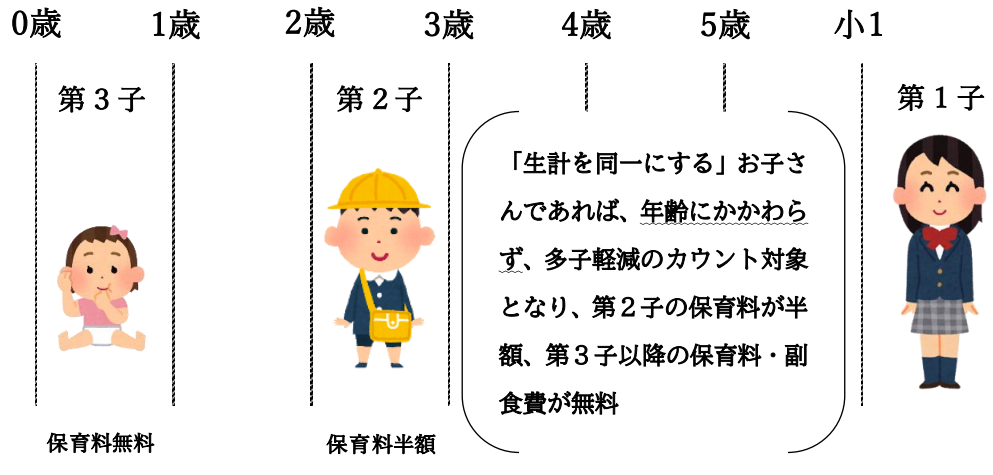

② ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等で、保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）を監護されている場合、年齢にかかわらず第１子から多子軽減のカウント対象となります。保育料については、第１子が「３ 保育料・副食費の額について」の（注６）の表の額、第２子以降が無料となり、副食費については、３歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、「３ 保育料・副食費の額について」の（注６）にある⑴～⑷に該当する世帯で、階層区分がＣ１～Ｃ７となっている世帯です。ただし、Ｃ７階層であっても所得割合算額が 77,101 円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

（注）所得割合算額が 77,101 円以上の場合は、①の取扱いとなります。

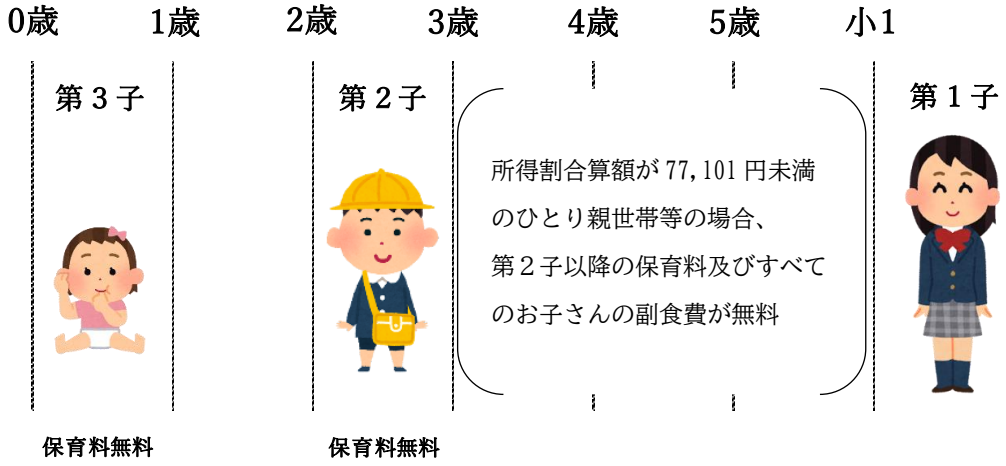

①・②に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ御相談ください。また、９月分保育料・副食費からは令和７年度分市町村民税額に基づいて決定するため、４月分～８月分の保育料・副食費は上記②の対象となっていても、９月分保育料・副食費からは対象とならないことがあります（４月分～８月分の保育料・副食費が対象でなくても、９月分保育料・副食費から対象となることもあります。）。

6 保育料・副食費の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園したお子さんの入園月又は退園月の保育料・副食費の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割計算しません。

⑴ 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき

⑵ 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

7 保育料・副食費の変更について

次のような場合には、保育料・副食費を変更できることがありますので、お早めに区福祉課に御相談ください。

⑴ 保護者の家庭状況（世帯構成）に変更があった場合

⑵ 同一世帯に属する方が身体障害者手帳等の交付を受けられた場合

⑶ 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料の額・副食費免除の決定をしている世帯で、父母の現在の収入額が年額で１００万円以上になることが見込まれる場合

⑷ 保育園に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいが保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合

8　保育料・副食費の支払先

施 設 等 区 分	保育料	延長保育料	副食費
公立保育園、公立認定こども園（保育認定）	広島市	広島市	広島市
私立保育園	広島市	施設	施設
私立認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）等）	施設・事業所	施設・事業所	施設・事業所

9　保育料・副食費の口座振替について

広島市への保育料・副食費の納付は、指定預貯金口座から毎月自動的に引き落とされる口座振替を御利用ください。

なお、令和７年４月振替分より、口座振替を御利用の方については、毎月の納入通知書及び口座振替納付済通知書の送付を廃止いたします。口座振替の結果については、預貯金通帳の記帳などにより御確認ください。

口座振替の申込みは、書類の提出が不要なＷＥＢ口座振替受付サービスを御利用ください。
広島市ホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）「くらし・手続き」→「子育て」→「保育園・認定こども園・幼稚園」→ 「保育料・副食費・施設等利用費（無償化）」→「保育園等保育料（公私立）・副食費（公立）のＷＥＢ口座振替受付サービス」
・ 右の二次元コードからアクセスできます（ページ番号は１００３４８３で検索できます。）。

・ 区福祉課又は保育園に備付けの口座振替依頼書でも申込みできます。

１０　問合せ先

中区福祉課	TEL（082）504-2569	安佐南区福祉課	TEL（082）831-4945
	FAX（082）504-2175		FAX（082）870-2255
東区福祉課	TEL（082）568-7733	安佐北区福祉課	TEL（082）819-0605
	FAX（082）568-7781		FAX（082）819-0602
南区福祉課	TEL（082）250-4131	安芸区福祉課	TEL（082）821-2813
	FAX（082）254-9184		FAX（082）821-2832
西区福祉課	TEL（082）294-6342	佐伯区福祉課	TEL（082）943-9732
	FAX（082）294-6311		FAX（082）923-1611

【参考】

保育料・副食費の階層区分については、市町村民税納税通知書に記載されている市町村民税額を御確認ください。

なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり（特別徴収、普通徴収）、市町村民税の通知書の様式も異なります（通知書の様式は、市町村ごとに異なります。）。

⑴ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）･･･ 主に給与所得者の方の例

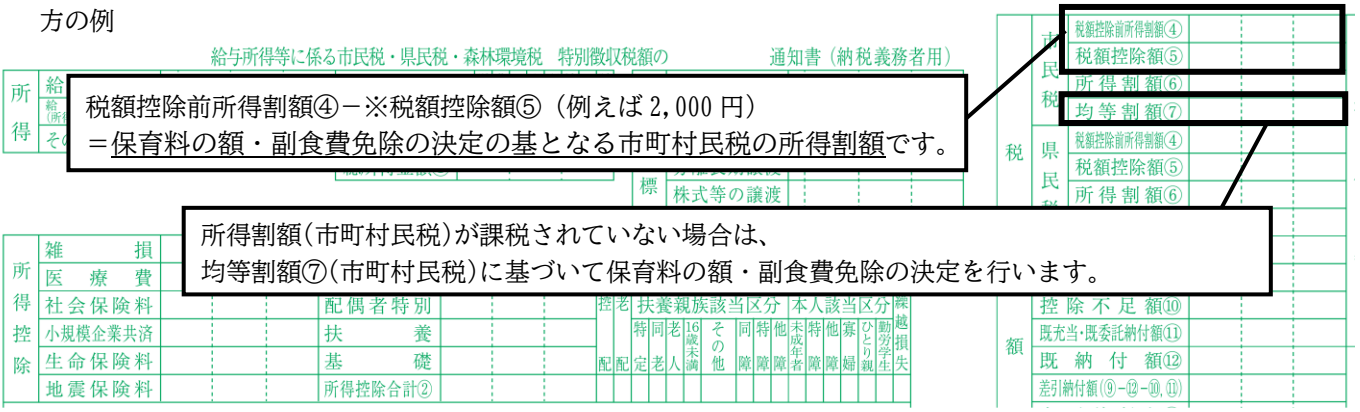

※　税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は、決定通知書の裏面を御確認ください。

※　税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除が含まれています。保育料の額・副食費免除の決定にあたり、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。

（注１）保育料の額・副食費免除の決定は、市町村民税額を基に行います。都道府県民税額は含みません（後述の⑵も同様です。）。

（注２）市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式で算出した額に 8 分の 6 を乗じて得た額が、保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市民税の所得割額の目安となります（後述の⑵も同様です。）。
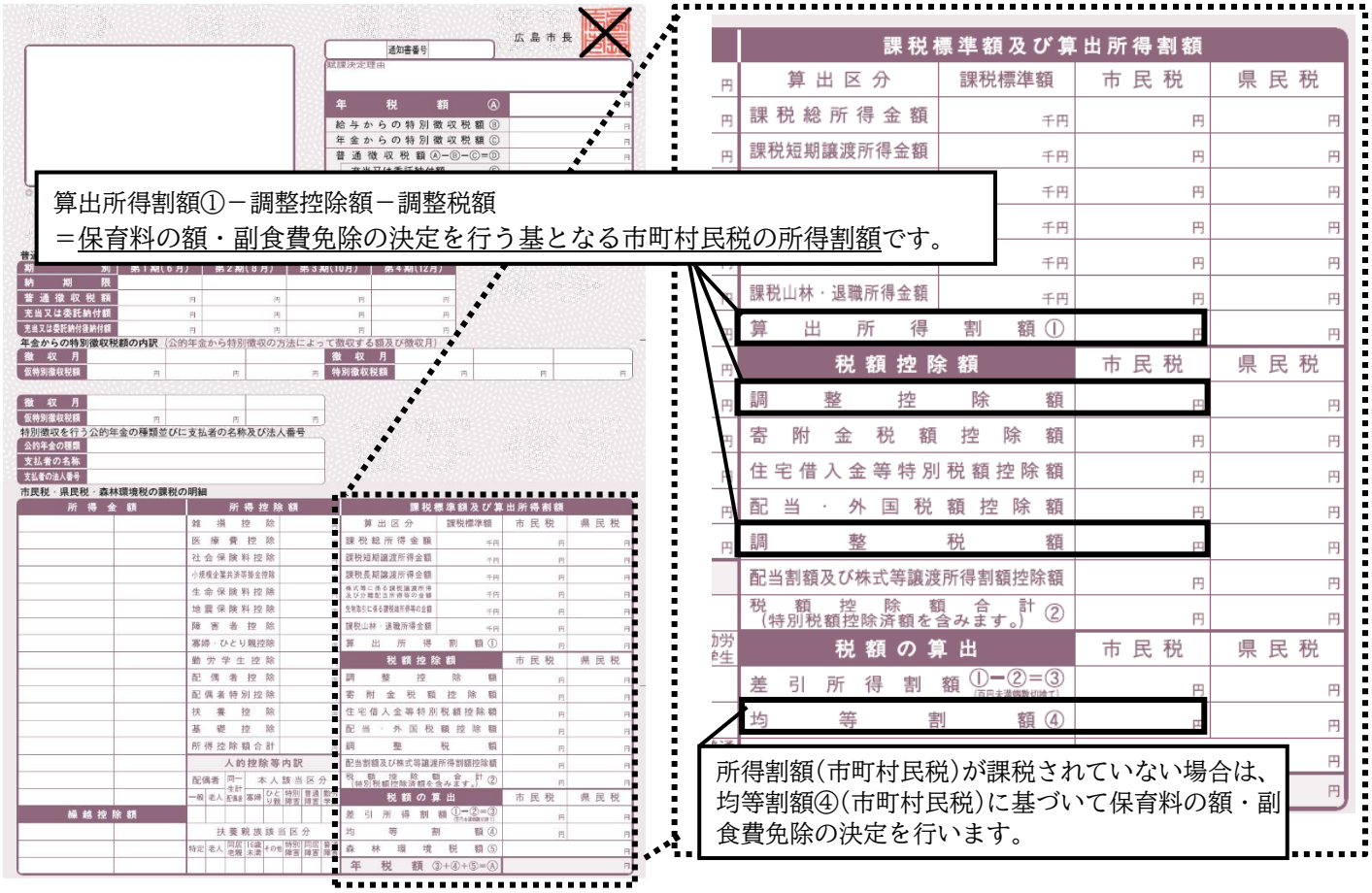
⑵ 市民税・県民税・森林環境税納税通知書 ･･･ 主に事業をされている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）